



(2年連続水質日本一 清流高津川)  
高津川暮色 (瀬藤昭雄氏提供)



## カウンセラーすっか

山陰心理研究所所長

臨床心理士 大西 俊江

人と人が心で向き合うとはどういうことなのだろう。「心を開く」とか「自己開示」とか「率直に話し合う」ということは、なかなか難しいことである。そのためには、その関係性のなかに信頼関係、安心感がなければできないことであろう。

ずいぶん以前、私はある中学校でスクール・カウンセラーとして勤務していた。当時、その学校はやんちゃな男の子たちが、集団でさまざまな問題を起こしていた。先生たちは、日夜、彼らのエネルギー溢れる、荒々しい言動に頭を悩ましておられた。週に一度しか勤務しない私は、彼らにどのように関わったらいいのか先生たちの相談に応じ、話し合っていたが、いい方向性を見つけられないでいた。何度も彼らに関わろうとしたが、無視されていた。ところが、ある日、保健室で車いすに乗ってふざけていたS君が、私の傍にスーと椅子を寄せてきて「あ

んた、カウンセラー？ カウンセラーすっか」と言ってきた。彼は、自分から先に立って相談室に入り、私は彼の後についていった。彼に向かい合って座ると、初めは落ち着きなく椅子をがたがたさせていた彼は、やがて落ち着いてきて、ある話題をきっかけに私が夫の死について話すと、彼も自分の心の内を真剣に語りだした。そして、じっと私の目を見つめて「オレ、ほんとうはさびしいね」と、ほぞつと言ひ、そのあと一気に家族の話をした。本当は受けとめてもらいたい、甘えたいという彼の心の叫びが、伝わってきて胸が熱くなった。あんなに暴れていて、何を思っているのか全く心が通じないと思っていた彼が、こんな辛い体験や思いを抱いていたのかと思うと、とてもいとおしく感じられた。聴く側が心を開けば、相手も心を開くという相互性が生じるものである。勝手気ままにふるまっているように見える彼も、話せる相手、自分ひとりの話を聴いてくれる人を探していたのだろう。彼は、諦めないで待ち続けること、心の通じ合える関係性の大切さを教えてくれた。

## 着任のごあいさつ



企画調整課長 砂川剛志

今春の人事異動により大阪保護観察所から転任して参りました。私はこれまで近畿管内の保護観察所等での勤務ばかりで、近畿管外で勤務するのは独身時代を除き初めての経験になります。もちろん松江での勤務や生活は初めてですので、「島根県」と言うところから勉強する所存であります。昨年、更生保護法が施行されて以来、次々と新施策が実施され、島根県の更生保護に関わる皆様方には何かとご尽力を頂いている所ではございますが、更なる飛躍を目指し皆様方とともに歩んで行きたいと思いますので、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひいたします。



上田義明

この春広島の大学を卒業して松江保護観察所に勤務することになりました。

学生時代は地元のソフトボールチームに所属し、みんなで楽しく汗を流していました。

これから、皆さんとともに更生保護に携わっていくことになりますが、人と人とのつながりを大切にしていきたいと思っています。

最初はご迷惑をおかけすることもあるかもしれません、前向きに頑張りたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

## 転任のごあいさつ

小関康幸

このたびは、12年ぶりに行われるという「ホーランエンヤ」が地元で見られずに、4月1日付けで広島保護観察所企画調整課長に命ぜられ残念です。平成19年4月に当庁に着任した年は、更生保護官署の組織編成が行われ旧更生保護振興課の業務が企画調整課と処遇部門に振り分けられ、社会を明るくする運動、第23回中国地方更生保護大会の準備など毎月毎月、目まぐるしく行事が続きました。その間には犯罪被害者等施策、保護司候補者検討協議会、更生保護法など新しい施策も次から次と加わりました。しかし、お陰をもちまして恙無く2年間を終えることができました。これもひとえに当庁の職員の皆様をはじめ更生保護関係者の方々のご厚情を賜りました結果だと感謝申し上げます。だんだん…。

安部寿和

「袖振り合うも多生の縁」と古(いにしえ)からの伝えどおり、この世で出逢う人とはすべて見えぬ糸でつながってる。ってな具合で6年ぶりに故郷・島根に凱旋して早2年、自称終身名誉会計係長も、再び島根を離れるときがやってまいりました。

すっかり都会に洗礼され、忘れていた出雲弁をようやく思い出しかけた時期のお別れは、つらく寂しいものがあります。久々にお会いできた馴染みの保護司や更女の先生方から「お久しぶり」の次に発せられる言葉は、「貫禄ついたねー」。メタボという流行語がなければ、第三次成長期だとごまかせたのに。

どんなに細い縁(えにし)の糸も、物語運んでくる。次に待つ運命がどのようなものか天に任せ、出雲の空の雲のごとく、ふわりふわりと新天地へ漂つて行こうと思います。縁の糸が赤い色だといいのですが…。

そげなことで、皆さん、ほんにだんだん!

近藤健司

この度、広島保護観察所に転任、中国地方更生保護委員会併任となりました。実際の業務は中国地方更生保護委員会で行うことになります。初任地として松江へ来て、2年間庶務係として地区保護司代表者協議会や保護司の委嘱等の業務を担当しました。その間、いろいろな経験を積ませていただき、大変勉強になりました。この経験を生かし、今後も皆さんのお役に立てるよう頑張ります。2年間お世話になりました。ありがとうございました。

## 更生保護制度施行60周年記念大会 第22回島根県更生保護大会

平成21年10月15日(木)

江津市総合市民センター  
にて開催されます

## 〈平成21年度業務運営重点目標〉

松江保護観察所

平成21年度の業務重点事項は、国民の期待にこたえ、保護観察対象者等の再犯防止・改善更生を強力に実現するための更生保護制度改革の組織的推進を図るため ①更生保護法の適切な運用及び更生保護職員の意識改革の徹底、②就労支援、福祉機関等との連携等の充実強化による刑務所出所者等に対する社会復帰支援施策の推進、③より実効性ある官民協働態勢の構築を図ることとし、下記の事項を推進する。

1 更生保護法の適切な運用及び更生保護職員の意識改革の徹底  
保護観察対象者等の再犯防止・改善更生を実現し、国民の期待にこたえ得る更生保護制度を実現するため、職員が一体となって、更生保護法の適切な運用を図り、強じんな保護観察の実現等の取組を着実に推進する。また、更生保護職員、特に保護観察官は、①保護観察等の主導者としての使命感・責任感、②社会内処遇のプロとしての自覚、及び③保護司等民間関係者に対する感謝・敬意をもった誠実な対応という三つの課題を中心にして、引き続き意識改革の徹底を図っていく。

2 更生保護法に基づく仮釈放、保護観察等の適正な運用  
(1) 更生保護法及び下位法令の適正な運用を図る。取り分け、特別遵守事項の設定・変更・取消し、生活行動指針の設定等、警告・施設送致等申請、生活環境の調整等について、更生保護法の趣旨に沿った適切な実施を進め、その定着を図る。  
(2) 保護観察における各種の処遇施策（段階別処遇、科学的・体系的なプログラム処遇等）を適正に実施し、強じんな保護観察を実現する。  
(3) 無期刑仮釈放者に係る保護観察を適正に実施する。

3 就労支援、福祉機関等との連携等の充実強化による刑務所出所者等に対する社会復帰支援施策の推進  
(1) 矯正施設や公共職業安定所との一層の連携を図り、入所中から一貫した就労支援の取組を推進する。また、地域経済界と連携した「島根県就労支援推進協議会」の開催及び地域経済界を核とした「島根県協力事業主会」の充実発展を支援し、幅広い産業分野において出所者等の就労受け皿を確保する。  
(2) 矯正施設、地域生活定着支援センター、福祉関係機関等と連携して高齢・障害等の問題を抱える保護観察対象者及び満期釈放者等の迅速かつ円滑な社会復帰を図る仕組みを構築する。  
(3) 各地の社会資源を積極的に開拓し、また、地方公共団体、地域の産業団体等と連携して、農業、林業等の雇用ニーズの高い分野における就労支援体制を整備するとともに、福祉的なサポートが必要とされるものの就労意欲や能力がある者に対しては、就労支援と福祉支援とを組み合わせた効果的な取組を推進する。

### 4 より実効性ある官民協働態勢の構築

(1) 処遇に特段の配慮を要する者に対する直接処遇、新任保護観察官の実務訓練期間中の直接担当を積極的に実施するとともに、保護観察官の直接的関与を強化し、また、保護司に対する保護観察等處遇上の助言、支援等を確実に行う。  
(2) 新任保護観察官等に対する実務訓練の計画的・系統的な実施等による更生保護官署職員の実務遂行能力の向上、業務全般に係る大胆な合理化・省力化及び能力、業績等の的確な評価による一層適正な人事管理を図り、また、専門官制の下、柔軟で機動的な組織運営を進め、組織・職員体制の強化を図る。

(3) 官民協働態勢の意義を再確認し、協働への意欲を高めるため、「更生保護制度施行60周年記念第22回島根県更生保護大会」を成功させるとともに、広報活動、各地における記念関連行事を活発に推進する。  
(4) 保護司等の民間更生保護関係者が、その持ち味を發揮して、創意や活力に溢れた活動を展開できるよう、「更生保護活動サポートセンター」については、保護司会と連携して設置拡大に努めるとともに、その効果を検証しながら適切な運営を行う。また、「保護司候補者検討協議会」については、その設置拡大を図るとともに、適切な運用を行う。  
(5) 更生保護法人島根更生保護会の平成24年度施設全面建て替えに伴う具体的な実施計画策定などについて積極的に協力・支援し、かつ、更生保護施設の経営基盤の強化及び処遇機能の更なる向上の方策を検討するとともに、更生保護施設職員研修体系モデルに基づく施設職員の資質向上を図る。  
(6) 保護司が更生保護法の全面施行を踏まえた適切な処遇を実施できるよう保護司研修の充実強化を図る。  
(7) 更生保護女性会、BBS会等更生保護ボランティアに対する情報提供、研修の実施等により、その活動の促進及び連携協力の強化を図る。

### 5 医療観察制度における地域処遇の充実

ア 関係機関・団体と緊密に連携しながら、生活環境の調整及び地域社会における処遇の一層の充実化を図り、医療観察法対象者の社会復帰を促進する。  
イ 保護観察所内における医療観察関係業務に対する全般的な支援体制を強化し、同業務を一層円滑かつ効果的に遂行する。

### 6 犯罪被害者等施策の適切な実施

ア 施策の円滑な実施のため、被害者担当官及び被害者担当保護司の能力向上を図る。  
イ 一層適切な支援等の実施のため、関係機関との連携を深める。  
ウ 心情等伝達制度を適切に実施するため、被害者担当及び処遇部門との相互の連携を深める。

### 7 刑事政策的な配慮に基づく恩赦事務の一層適切な運用を推進する。

### 8 “社会を明るくする運動”的効果的な推進の見直しを図る。

本年度、中央推進委員会が重点目標としている「犯罪や非行をした者の就労支援」に準じた就労支援に力点を置いた行事などを開催し、地域の実情を踏まえた効果的な“社会を明るくする運動”的実施方法などについて見直すなどし、同運動を時代に即したものとして発展させる。

### 9 松江保護観察所の会計事務の中国地方更生保護委員会への集約化に伴い、全職員の協力を得るなどして執務体制の定着化を図る。

## 平成21年度保護司研修計画表

松江保護観察所

種類	目的	該当者	実施時期	備考
新任研修 (前期)	保護司の使命、役割、身分、その他保護司として必要な基礎的知識及び心構えの修得を図る	6月1日と12月1日付け発令のそれぞれの保護司全員	6月1日(月) 12月1日(火)	新任保護司委嘱辞令伝達式と同時開催
新任研修 (後期)	保護観察対象者・生活環境調整事件における引受人と面接技法の修得及び先輩保護司から保護司活動における助言など	前年12月1日付け及び本年度6月1日付け発令の保護司全員	11月5日(木) 6日(金)	
第一次研修	保護司の職務遂行に必要な事務手続き及び処遇の実務的具体的履習を図る	委嘱後2年未満の保護司のうち、保護観察所長が適当と認めた者	9月10日(木)	19.12.1及び 20.6.1付け 委嘱の保護司
第二次研修	保護観察等の処遇を行う上で必要な知識及び技術の伸長を図る	委嘱後2年以上4年未満の保護司のうち、保護観察所長が適当と認めた者※	10月7日(水)	※ 18年中に委嘱の保護司
地域別定例研修	実務上必要な知識及び技術の全般的な水準向上を図り、又は各地域において当面する問題の解決に資する	保護司全員		
	研修テーマ	第1期(4月～6月) 第2期(7月～9月) 第3期(10月～12月) 第4期(1月～3月)	転居、旅行手続きと所在調査について 生活環境調整について 刑務所出所者等に対する就労支援について 地域選定テーマ	
特別研修	処遇上特別な配慮を必要とする者の取扱い等に関する専門的知識及び技術の修得を図り、又は上記各種研修の効果を補強する	保護観察所長が特に必要と認めた保護司	実施計画未定	

## 平成21年度地区担当官及び定期駐在実施計画表

松江保護観察所

地区	地区担当官	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定期駐在場所
松江	上谷 淳子													
安来	永井 良治			16			9				19			十神地区学習等供用施設
雲南	永井 良治		12					13						三刀屋町福祉センター
出雲	永井 良治	28				29			8					出雲市社会福祉センター
				21										平田公民館
								24						斐川町中央公民館
大田	上谷 淳子				23						17			大田市民センター
邑智	井田 高志													悠邑ふるさと会館
浜田	井田 高志	17			17			20				19		浜田公民館
益田	上谷 淳子													益田市総合福祉センター
隱岐	上谷 淳子													隱岐島文化会館
島根更生保護会	井田 高志					毎月	1	回	実	施				島根更生保護会

(注) 1 実施日及び場所は、都合により変更する場合があります。

2 浜田地区、益田地区は、計画以外に臨時に実施する場合があります。

# 平成21年度事業計画

島根県保護司会連合会

本連合会の事業目的達成のため、松江保護観察所はじめ関係機関・団体との連携のもとに、以下の事業を積極的に推進し、更生保護事業の進展に寄与する。

## 1 保護司研修等の実施

(1) 保護観察所と共に各種研修、協議会を実施し、保護司としての職務遂行に必要な知識の修得などの資質の向上を図る。

(2) 保護観察所の行う地域別定例研修の資料作成を支援するとともに関係資料の整備を図る。

## 2 犯罪予防活動の推進及び更生保護思想の普及

(1) 地方公共団体の行政に積極的に協力し、教育委員会、学校等教育機関との連携を密にすることにより、地域社会の非行・犯罪予防活動を積極的に推進する。

(2) 第59回「社会を明るくする運動」島根県推進委員会の中核として、効果的な運動を展開する。

(3) 更生保護思想の普及、啓発活動を推進し、地域社会の浄化に努める。

(4) 機関紙「島根更生保護」を年4回発行し、保護司及び関係機関・団体に配布して更生保護事業の浸透を図る。

## 3 関係機関・団体等との連携強化

(1) 更生保護法人島根保護観察協会との連携を密にし、同協会の会員募集と篤志寄付者の開拓を積極的に進め、運営資金の確保に協力して更生保護事業の進展を図る。

(2) 更生保護法人島根更生保護会に対する全保護司の認識を高めるとともに、必要な支援を推進

する。

(3) 島根県更生保護女性連盟と相互に連携して、地域活動の充実強化に努める。

(4) 島根県におけるBBS活動の充実に協力し、その組織強化を支援する。

(5) 島根県協力事業主会と相互に連携し、保護観察対象者の就労支援を図るとともに、協力事業主の開拓を支援する。

(6) 更生保護関係団体との有機的な連携を図るために連絡協議会等を開催するほか、県下の関係機関・団体との連絡協調を図る。

## 4 顕彰式典の開催

(1) 関係機関・団体と共に「第22回島根県更生保護大会」を開催し、功労者の顕彰を行うことにより更生保護事業の充実・発展を期する。

(2) 平成21年9月8日に開催予定の「更生保護制度施行60周年記念全国大会」に参加・協力する。

## 5 島根更生保護60年史の発刊

更生保護制度施行60周年（平成21年）を記念して島根更生保護60年史を発刊することになっているその編集作業を進める。

## 6 慶弔の実施

慶弔規程に基づき、保護司等の慶弔を行う。

## 7 退任功労保護司の待遇

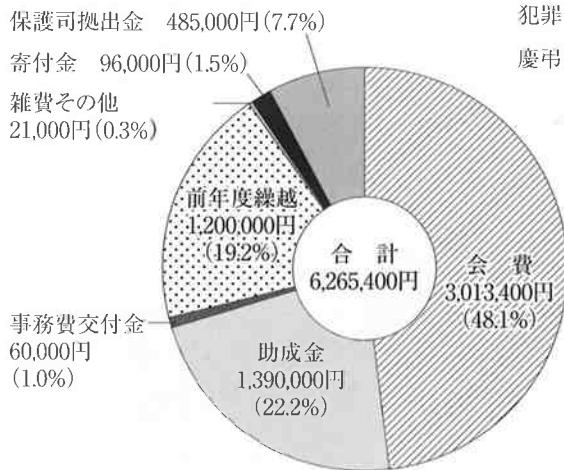
島根県功労保護司待遇規定に基づき、退任された功労保護司に対して必要な待遇を行う。

## 8 その他

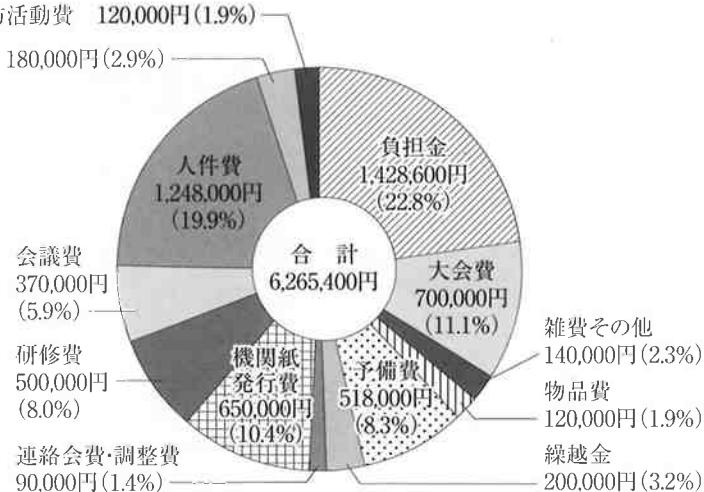
本連合会の目的達成のため、必要に応じて、その他の事業を実施する。

# 平成21年度収支予算

## 収入



## 支出



## 忘れもの

安来地区保護司会 田中寿美夫

去年のクリスマス前のことだったと思う、ある新聞にこんな記事が載っていた。

イブのミサに参加できるのは教会税を納めた者だけにすべきだ、と一部の議員から発言があり物議をかもしているとのこと、勿論日本ではない、ドイツでの話である。

ドイツでは、所得税の他にキリスト教信者は教会税というものを支払わなければいけないそうだ。税額は収入の一割弱と結構高い。

申告書に宗教を書込む欄があり、外国人であってもキリスト教と書込めば自動的に課税される仕組みである。

日本では公的であれ私的であれ自分の宗教を書くような文書にお目にかかる経験はないが、もし自分がその立場になったら何と書くのだろうかとひそかに想像してみる。

視点

焦点

さて、世界的な景気低迷のせいでもなかろうが、この頃街中を歩くとやたら空き家が目につく、別に市街地だけではないことは自明である。

親も子も孫も個人という時代になったといえばそうかもしれないが、家をまもるという観念は殆ど薄れてしまった。家が絶える理由としては、ケース的にみれば子がなつたり養子に来る人がなつたりとかだが、もっと大きな理由として、私には日本古来の信仰が失われて来たせいかと思われてならない。

古来の宗教といえば仏教とか神道だが、昔の日本人の仏壇や神棚の前で手を合わせていたのはお釈迦様でも八百万の神にでもなく、自分自身のご先祖さまにだったような気がする。

## 刑務所出所者等の就労支援への取り組みについて

大田地区保護司会 小林昌次

就労支援について当地区保護司会では研修や総会などの機会に協力雇用主の必要性をとなえ続けてまいりました。

以前は建設業を経営する保護司の方が活動にあわせて刑務所出所者等の働く場を提供して更生支援の協力を頂いたり、あらためて更生支援ということだけでなく事業主の方が働く場を提供して生活指導をして頂いているケースもありました。昨今の経済状況では公共事業の削減、消費の低迷などの影響を受けるなど企業にとっては厳しい状況にあり、就労支援の受け入れは困難を増しているのが現実です。

そこで、大田地区としては昨年来、会議所への協力要請などを行なながら個別に事業所を訪問し「更生と再犯防止」を伝えながらお願いをしてまいりました。協力雇用主のお願いするに当たり、まず協力の必要性や制度の説明など時間をかけて理解をしていただくことから始めたい旨を説明し、大田地区はこうした地道な活動を続けながら十数社の事業所に賛同を頂いたところです。まだ協力会の発足には至っていませんが、地道な活動の積み重ねをしながら地域に根ざした会に繋げてゆきたいと思っています。



地区だより

## 「更生保護奨励賞」を受賞して

大田地区更生保護女性会

会長 梶谷宣子

財団法人日立みらい財団様から平成20年度「更生保護奨励賞」を全国で当会はじめ7団体が受賞いたしました。「更生保護奨励賞」は、更生保護事業に協力している民間組織の活動を奨励し、かつ、その団体の功績を顕彰する目的で制定されております。昨年度は、「ミニ集会」モデル地区の指定を受け例年以上に各地域での活動を様々行い、その結果を冊子にもしました。これまでの諸活動が、このように中央におきまして評価していただきましたことは、私ども更生保護女性会会員の栄誉でもあり今後の活動におきましても力強い後押しとなることと思います。

伝達につきましては、去る3月3日に地元飯石郡飯南町頓原2093「ふれあいホールみせん」におきまして地元の雲南地区的保護司研修会の折に時間を割いていただきまして保護司の皆様のご立会いのもと松江保護観察所小関企画調整課長様から伝達をしていただきました。今年は、昭和34年7月24日に当地区更生保護女性会を結成いたしまして50周年を迎えます。来る5月31日(日)にはその記念の総会を開催する予定であり、その総会に花を添えることができます。

これからも更生保護の心を広めるため会員全員が心をひとつにして更生保護女性会の活動に精進していく所存であります。更生保護事業関係者並びに地方自治体の方々の御指導、御鞭撻を今後ともよろしくお願い致します。このたびは誠にありがとうございました。



## ——「島根県協力事業主会」の組織が再編成された——

統括保護観察官 百崎美宏

平成21年2月24日午前11時から松江保護観察所会議室において「保護観察等対象者就労援助研究協議会」が開催された。その中で「島根県協力事業主会」の理事会も開催され、諸事情から不在が続いている同会の会長、副会長2名について協議を行った結果、会長に坂根勝氏、副会長に渡部義三氏、福代明正氏、常務理事に藤原規九郎氏、監事に井谷耕造氏が選任された。

最後に、近年の経済不況の折ではあるが、刑務所出所者等の就労支援事業の更なる推進を図

るために協力雇用主(協力事業主)の拡大を図っていくことについて確認した。

また、午後2時からは同会場において「島根県就労支援推進協議会」も開催され、経済団体、行政機関等などの参加を得て、幅広い産業分野における就労の機会の確保や雇用主に対する支援の方策等について協議を行い、県下における刑務所出所者等の就労支援策の充実を図っていくことを確認した。



## セクシュアル・ハラスメント研修について

企画調整課

昨今、セクシュアル・ハラスメントの問題が発生しております。当庁職員(特に保護観察官)及び保護司に対してもセクシュアル・ハラスメント問題を含む人権に配慮した対象者の処遇を期し、今後の発生防止を図るため、平成21年1月27日松江保護観察所において当庁職員、松江地区更生保護女性会員に対し、また、同月29日

ホテル一畑において松江地区保護司に対して、島根県人権啓発推進センターの實重敵之氏から「セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除」をテーマで40分間の講話を受けました。

各地区保護司会におきましても同様のテーマでの自主研修の開催を期待いたします。



## 協会の動き

平成20年度第2回島根保護観察協会の役員会が3月17日(火)松江東急インで開催され、次の議題を審議し、議決されました。

1. 平成20年度予算の執行状況について
2. 平成21年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
3. 評議員の選任について(理事会)
4. 理事の選任について(評議員会)
5. その他

## 平成21年度春の人事異動について

### 【転出者】

広島保護観察所企画調整課長 小関 康幸  
(企画調整課長)  
同 保護観察所会計係長 安部 寿和(会計係長)  
中国地方更生保護委員会会計係 近藤 健司(庶務係)

### 【転入者】

企画調整課長 砂川 剛志  
(大阪保護観察所統括保護観察官)  
企画調整課庶務係 上田 義明(新規採用)

### 【府内異動】

企画調整課会計係長 三原 鉄志(会計係長)

## 平成21年度松江保護観察所職員一覧表

(平成21年4月1日付)

所長	橋本忠夫			
<b>【企画調整課】</b>				
企画調整課長	砂	川	剛	志
会計係長	三	原	てつ	志
法務事務官				
庶務係	天	野	ま	い
庶務係	上	田	義	明
<b>【処遇部門】</b>				
統括保護観察官	百	崎	美	宏
保護観察官	深	貝	登	志子
保護観察官	飛	井	由	美
<b>【社会復帰調整官室】</b>				
室長	百	崎	美	宏
社会復帰調整官	深	貝	登	志子
社会復帰調整員	飛	井	由	美

## 県保連だより

平成20年度第2回島根県保護司会連合会理事会が3月17日(火)松江東急インで開催され、次の議題を審議し、承認されました。

1. 平成20年度予算の執行状況について
2. 平成21年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
3. 保護司会会則の改正について
4. 理事定数の見直しについて
5. 第22回島根県更生保護大会について
6. その他

## ●平成21年度主要行事予定

- |                |                                |
|----------------|--------------------------------|
| 5月19日(火)       | 地区保護司代表者協議会／<br>県保連理事会／観察協会役員会 |
| 6月1日(月)        | 新任保護司委嘱伝達・研修                   |
| 9月8日(火)        | 更生保護制度施行60周年記念全国大会             |
| 9月10日(木)       | 保護司第一次研修会                      |
| 9月11日(金)       | 地区保護司代表者協議会                    |
| 10月7日(水)       | 保護司二次研修会                       |
| 10月15日(木)      | 第22回島根県更生保護大会                  |
| 11月5日(木)・6日(金) | 新任保護司研修会(後期)                   |
| 12月1日(火)       | 新任保護司委嘱伝達・研修会                  |
| 3月18日(木)       | 地区保護司代表者協議会／<br>県保連理事会／観察協会役員会 |

## 高齢者叙勲

### 瑞宝双光章

松浦薰子(松江) 平成21年4月1日付

## 死亡者叙位

### 正六位

田中重義(益田) 平成21年2月7日付

### 従六位

山本一正(松江) 平成21年1月10日付

下記の方が逝去されました。ご功績を偲び、謹んで哀悼の意を表します。

- 保護司 太田元男  
(松江) 平成21年2月21日死亡
- 元保護司 三島吉永  
(松江) 平成21年1月10日死亡
- 元保護司 山本一正  
(松江) 平成21年1月10日死亡
- 元保護司 森山文雄  
(出雲) 平成21年1月16日死亡
- 元保護司 田中重義  
(益田) 平成21年2月7日死亡
- 元保護司 河上浅雄  
(邑智) 平成21年3月25日死亡

敬  
弔